（届出事項）

第二百十六条の十五　指定共済事業等紛争解決機関は、法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び共済事業実施組合の名称

二～四　（略）

2　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第二号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一～五　（略）

六　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定共済事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七～九　（略）

3　（略）

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二百十六条の十六　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による指定共済事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

2～5　（略）

（信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十二条　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、法第百二十六条第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条第六号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条第六号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会及びそれらの子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第百二十六条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第百二十六条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社を子会社にすることにより、当該漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会又はそれらの子

（届出事項）

第二百十六条の十五　指定共済事業等紛争解決機関は、法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び共済事業実施組合の名称

二～四　（略）

2　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第二号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一～五　（略）

六　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定共済事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七～九　（略）

3　（略）

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二百十六条の十六　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による指定共済事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

2～5　（略）

（信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十二条　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、法第百二十六条の二第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条の二第六号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条の二第六号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会及びそれらの子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第百二十六条の二第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第百二十六条の二第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社を子会社にすることにより、当該漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会又はそれら